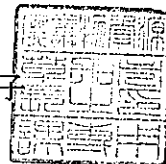


一般廃棄物収集運搬業許可証

令和7年(2025年)6月1日

草加市長 瀬戸 百合子



次のとおり廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により許可します。

第 22 号

住 所 [法人の方は、主たる 事務所の所在地]	埼玉県北葛飾郡松伏町ゆめみ野東四丁目4番地4
名 称	東武商事株式会社
氏 名 [法人の方は、代表者 の氏名]	小林 増雄
取扱廃棄物の種類	特定家庭用機器廃棄物
収 集、運 搬 の 別	運 搬
業 務 の 区 域	草加市内の指定引取場所への特定家庭用 機器廃棄物の運搬
許 可 の 有 効 期 間	令和7年(2025年)6月1日～令和9年(2027年)5月31日
許 可 の 条 件	1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、草加市廃棄物の処理 及び再利用に関する条例、その他関係法令を遵守すること。 2 特定家庭用機器廃棄物は、松伏町、吉川市から排出されるも のに限る。 3 運搬は、許可車両を使用すること。 4 排出元自治体の一般廃棄物収集運搬許可が失効した場合は、 直ちに本許可証を返納すること。